

令和6年度稲敷市市勢要覧作成業務委託
プロポーザル審査(評価)要領

1. プロポーザルの評価

- (1) プロポーザルの評価は、本要領に基づいて行い、それを参考にして、令和6年度稲敷市市勢要覧作成業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）の審議により選定する。
- (2) 評価表及び配点は、下記のとおりとする。
- (3) 技術資料については、評価基準により、あらかじめ事務局で評価を行い、審査委員会に提出する。

2. 業務実施上の留意事項（次の場合は審査委員会において、参加資格要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の従業員数が、著しく少ない場合。
- (3) 企業の同種業務実績がない場合。
- (4) 業務責任者が同種業務の実績がない場合。
- (5) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (6) 業務責任者が1名でない場合。
- (7) 各担当者が2名以下でない場合。
- (8) 配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていない場合。
- (9) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (10) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (11) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (12) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の確認

評価項目の種類	評価項目	配点
企業の概要、業務実績等	資本金	2
	前年度の売上高	3
	従業員数	5
	同種業務実績等（稲敷市における実績含む）	10
合計		20

※実績が無いものについては、原則、企画（技術）提案書の採点をせず、失格とする。
ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

4. 企画（技術）提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画（技術）提案書について、次の評価基準に基づき評価する。

なお、企画（技術）提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と企画（技術）提案に矛盾等があり、整合性が図られていない場合は評価しない。

評価項目	評価基準	配点
市の特徴の表現	市のまちづくりの基本理念及び将来像を踏まえており、市の特徴や強みを的確に捉えたものか。	15
構成・デザイン	見やすく、稲敷市を十分にアピールできる構成・デザインか。	10
独創性・斬新性	市を紹介する上で、捉え方などに独創性や斬新性が見られるか。	5
記念誌としての提案	市制 20 周年の機運を醸成する記念誌として、付加価値のある提案となっているか。	10
スケジュール・現実性	業務期間内に完了し、取材・撮影等を含め、現実性があるか。	10
合計		50

◎企画（技術）提案書の評価

企画（技術）提案書の評価は、提案内容の的確性、安全性、妥当性、効率性、実現性、技術力等についての評価とする。採点は、評価項目の採点基準に基づき評価点（小数点以下第3位を四捨五入した値）を算出し、50点を満点とする。

【評価基準】

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

5. プレゼンテーション・ヒアリングの評価項目及び配点、評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価項目	配点
専門技術	当該業務の業務方針等の説明ができ、業務経験や知識が豊富である。	10
取組意欲	当該業務全般を通して取組み意欲が感じられ、効果的な提案が示されているか。	10
プレゼンテーション能力	わかりやすく業務に対する期待度が持てるか。また、質問に対する回答が的確で簡潔であるか。	10
合計		30

◎プレゼンテーション・ヒアリングの評価

プレゼンテーション・ヒアリングの評価は、専門技術の正確性や、取組姿勢等についての評価とする。採点は、評価項目の採点基準に基づき評価点を算出し、30点を満点とする。

【評価基準】

評価	評価内容	採点基準
A	優れている	配点×1.00
B	やや優れている	配点×0.75
C	普通	配点×0.5
D	やや劣っている	配点×0.25
E	劣っている	配点×0

6. 参考見積について

評価項目	評価の着目点	留意事項
参考見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合は非特定

7. 企画（技術）提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画（技術）提案書、プレゼンテーション・ヒアリングについて、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者（受注候補者）として特定し、次いで評価の高い者を次点候補者と特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、企画（技術）提案書の評価の得点がより高い者を特定者とする。また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、企画（技術）提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員会が認めた場合はその者を最適な者として特定する。